

第9号議案

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600

30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	

64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				

98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900
							円 374,800

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第2項」を「次条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、市長が定めるもの

第12条第1項第2号中「職員（）の次に「自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び」を加え、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものに対しては、前項第2号及び第3号に定める額に加算して当該駐車場の1箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）の通勤手当を支給する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を

「100分の71.25」に、「、100分の107.5」を
「、100分の106.25」に、「、100分の62.5」を
「、100分の61.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれらに」を「これに」に改める。

別表第2中

「

- | |
|--|
| (1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 |
| (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

」

を

「

- | |
|---------------------------|
| 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 |
|---------------------------|

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から適用する。

（最高の号給を超える職員の号給等の調整）

- 3 第1条の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正後の給与条例別表第1に定める職務の級の最高の号給を超える職員の施行日における号給及び給料月額は、当該最高の号給の額との権衡を考慮して別に定める。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（国の例引用）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例案要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当について、次のとおり改正すること。

(1) 本給の改正

ア 民間給与との較差を解消するため、初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他職員も含め給料表の給料月額を増額改定すること（改定率 平均 3.20%）。

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和7年12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げて、次のとおりとすること。

	現 行	改正案	増 減
期 末 手 当			
（一般職員）	100分の125	100分の127.5	100分の2.5
（幹部職員）	100分の105	100分の107.5	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の70	100分の72.5	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の60	100分の62.5	100分の2.5
勤 勉 手 当			
（一般職員）	100分の105	100分の107.5	100分の2.5
（幹部職員）	100分の125	100分の127.5	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の50	100分の52.5	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の60	100分の62.5	100分の2.5
合 計			
（一般職員）	100分の230	100分の235	100分の5
（幹部職員）	100分の230	100分の235	100分の5
（再任用一般職員）	100分の120	100分の125	100分の5
（再任用幹部職員）	100分の120	100分の125	100分の5

イ 令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすること。

	6月期	12月期	計
期末手当			
(一般職員)	100分の126.25	100分の126.25	100分の252.5
(幹部職員)	100分の106.25	100分の106.25	100分の212.5
(再任用一般職員)	100分の71.25	100分の71.25	100分の142.5
(再任用幹部職員)	100分の61.25	100分の61.25	100分の122.5
勤勉手当			
(一般職員)	100分の106.25	100分の106.25	100分の212.5
(幹部職員)	100分の126.25	100分の126.25	100分の252.5
(再任用一般職員)	100分の51.25	100分の51.25	100分の102.5
(再任用幹部職員)	100分の61.25	100分の61.25	100分の122.5
合計			
(一般職員)	100分の232.5	100分の232.5	100分の465
(幹部職員)	100分の232.5	100分の232.5	100分の465
(再任用一般職員)	100分の122.5	100分の122.5	100分の245
(再任用幹部職員)	100分の122.5	100分の122.5	100分の245

(3) 通勤手当の改定

ア 支給額の改定

距離区分に応じ、支給額の引上げ改定を行うこと。

イ 駐車場の利用に対する通勤手当の新設

通勤のために駐車場を利用する職員に対し、5,000円を上限として駐車料金の額に相当する額を加算して通勤手当を支給すること。

2 その他所要の規定整備を図ること。

3 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用すること。ただし、1の(1)の改正については、令和7年4月1日から適用し、1の(2)のイ及び(3)並びに2の改正については、令

和8年4月1日から施行すること。